

(鍵の貸与・返却)

第6条 災害発生時に甲は、一時避難所の開設に必要な鍵を乙の東松山校舎正門受付より受領し開設するものとする。

受入れ終了後、甲は使用した場所を清掃した上で鍵を東松山校舎正門警備室まで返却するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては川島町総務課長とし、乙においては学校法人大東文化学園東松山事務部長または東松山管理課長とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 2年 8月25日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯 島 和 夫

乙 東京都板橋区高島平1丁目9番1号
学校法人大東文化学園
理事長 中 込 秀 樹

2-53 災害時における避難場所等の施設利用に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び紅屋ホールディングス（以下「乙」という。）は、川島町内に災害が発生及び発生した場合及び発生するおそれがある場合において、一時避難所及び物資集配拠点（以下「避難場所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、川島町において地震等による自然災害発生に際して、乙の所有する施設を避難場所等として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（施設利用の内容）

第2条 この協定に基づく施設利用の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一時避難所及び収容のための施設の提供
- (2) 物資集配拠点としての場所の提供
- (3) 停電時、乙が所有する再生可能エネルギー設備、給水ポンプ等により、照明及びトイレ等の水回り設備の使用を提供

（避難場所等として利用できる施設の周知）

第3条 甲が避難場所等として利用できる施設は、乙の指定する施設（文書「様式第1号」に示す範囲）とする。

2 甲は、施設の範囲を町民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（避難場所等の開設および通知等）

第4条 甲は、災害時において避難場所等として開設する必要がある場合は、乙に対してその旨を文書（様式第1号）又は口頭で通知するものとする。

2 乙は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）が発令された後、前項の通知を受ける以前に町民が緊急避難してきたことを現認した場合は、甲にその旨を通報するものとする。

3 甲は、乙から前項の通報を受けた場合、避難所には速やかに職員を派遣するものとする。

（避難場所等の管理）

第5条 避難場所等の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

2 甲は、あらかじめ避難場所等の運営組織について、乙に通知するものとする。

3 甲は、乙から前項の通報を受けた場合、避難所には速やかに職員を派遣するものとする。

4 避難場所等で必要な物品等は、甲が準備又は配布するものとする。

5 甲は、避難場所等を閉鎖した場合、避難住民の帰宅行動を安全かつ円滑に誘導するものとする。

（開設期間）

第6条 避難場所等の開設期間は、原則として避難勧告等発令の日から解除される日までとする。ただし、発生した被害の状況等により期間を変更する必要があると判断される場合は、甲乙協議して決定する機関とする。

2 甲は、乙が早期に従前の活動を再開できるように配慮するとともに、避難場所等として使用の早期解消に努めるものとする。

乙は、災害発生時に備え、甲に鍵を貸与し、甲は貸与された鍵を慎重に保管するものとする。

（費用）

第7条 乙の甲に対する避難場所等の施設の提供は無償とする。ただし、避難場所等の管理運営に係る水道料及び電気代等の経費については甲が負担するものとする。

2 甲の準備する物資が届くまでの間、乙保有の物資の使用に要した費用について、甲は、災害発生前における適正な価格にて、その対価を負担するものとする。

3 甲が、避難場所等の管理運営に関し止むを得ず乙の所有する備品を使用した場合には、甲はその対価を負担するものとする。

4 甲は、避難住民が乙の施設又は設備等を破損若しくは紛失したときは、修繕等に係る経費を負担しなければならない。

5 第1項の規定により甲が負担する額について疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。
(使用の禁止)

第8条 川島町において震度6強以上の地震が観測された場合は、施設の安全が確認されるまで使用を禁止するものとする。

(避難場所等の利用の終了)

第9条 甲は、避難場所等の利用を狩猟する際は、乙に対してその旨を文書(様式第2号)で報告するとともにその施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(連絡調整担当者)

第10条 甲及び乙は、この協定を迅速かつ確実に実施するため、それぞれに連絡調整担当者を設置するものとする。

(協定の効力)

第11条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかから文書による協定解除の通知がない場合、その効力を持続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。この協定の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

令和 2年 9月23日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯 島 和 夫

乙 東京都文京区大塚3-20-1
紅屋ホールディングス株式会社
代表取締役 今 井 敏 義

2-54 災害に係る情報発信等に関する協定

川島町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、川島町内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、川島町が川島町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ川島町の行政機能の低下を軽減させるため、川島町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

- 1 本協定における取組みの内容は次の中から、川島町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、川島町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、川島町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 川島町が、川島町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 川島町が、川島町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 川島町が、災害発生時の川島町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 川島町が、川島町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 川島町が、川島町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 川島町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、川島町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく川島町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、川島町から提供を受ける情報について、川島町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、川島町およびヤフーは、その時期、方法および

内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、川島町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、川島町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年11月18日

川島町：埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1

川島町役場

川島町長 飯島 和夫

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎

2-55 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書

川島町(以下「甲」という。)と株式会社デベロップ(以下「乙」という。)は、災害時におけるコンテナモジュール(以下「移動式宿泊施設等」という。)の提供について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時に必要とし、甲から要請があったとき、乙は特段の理由がない限り保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は甲が主体となって行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(移動式宿泊施設等の引渡し)

第4条 移動式宿泊施設等は甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(移動式宿泊施設等の返却)

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、又移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案し、甲と乙が協議の上、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(移動式宿泊施設等の破損等の対応)

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届(別紙)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月20日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
町長 飯島和夫

乙 千葉縣市川市市川一丁目4番10号市川ビル8階
株式会社デベロップ
代表取締役 岡村健史

2-56 災害時における被災者支援に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と埼玉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、川島町で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害並びに火災等の人為災害（大規模事故）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談
- （2）自動車登録申請書類に関する相談
- （3）相続関係書類に関する相談
- （4）許認可申請書類に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）その他行政書士法に定める業務に関する相談

（相談対象）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- （1）災害により被害を受けた川島町内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）災害により川島町外から同町内に避難した者
- （3）前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めたもの

（支援業務の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第7条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時は、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月26日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
町 長 飯 島 和 夫

乙 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号
埼玉県行政書士会
会 長 関 口 隆 夫

2-57 水害時における川島町災害対策本部の川越地方庁舎への移設に関する覚書

川島町（以下「甲」という。）と埼玉県川越比企地域振興センター（以下「乙」という。）は、水害時における川島町災害対策本部の川越地方庁舎への移設に関し、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、水害により川島町災害対策本部の機能を町外へ移設する必要が生じたとき、乙に対し、乙の管理する川越地方庁舎の使用の許可を申請し、乙は、県の業務に支障が生じない範囲でこれを許可するものとする。

（使用許可）

第2条 甲は、川島町災害対策本部の機能を移設する必要が生じたとき、使用したい施設の範囲、想定される使用期間などについて、乙に対し口頭又は文書により要請する。

2 乙は、要請に基づき、施設の状況等を確認し、甲に対し速やかに使用の可否を回答する。

3 乙が使用可と回答したときは、甲は速やかに埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）等に基づく使用許可申請を行う。

（使用許可の範囲）

第3条 使用許可の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	川越地方庁舎
所在地	埼玉県川越市新宿町1-17-17（ウェスタ川越内）
使用範囲	共用会議室4室 ①大会議室②中会議室A③中会議室B④中会議室C (③・④は連結可能)
面積	①197.38㎡②129.20㎡③44.98㎡④32.12㎡

2 乙は、前項の事項に変更が生じる場合、又は長期的に使用不可能となる場合には、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、埼玉県行政財産の使用料に関する条例（昭和39年埼玉県条例第17号）の規定により、施設の使用に伴う管理費を負担する。

（原状回復）

第5条 甲は、使用期間終了時には、甲の負担により原状回復を行うものとする。

（有効期間）

第6条 この覚書の有効期間は、締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更または解除する旨の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（定めのない事項等）

第7条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。